

一般社団法人教育ネットワーク中国 運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人教育ネットワーク中国（以下「本法人」という。）定款第34条に基づいて設置する運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 理事会から付託を受けた事項の協議・検討
- (2) 理事会における審議事項の議案の作成
- (3) 事業計画に基づく事業実施方針の決定
- (4) 賛助会員の入会の承認
- (5) その他本法人の運営に関し必要な事項の検討

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、運営委員及び事務局長により構成する。

- 2 委員長は、代表理事が務める。
- 3 副委員長は、運営委員の中から理事会の承認を得て代表理事が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故若しくは支障があるときは、これに代わるものとする。
- 4 運営委員は、正会員校の教職員の中から理事会の承認を得て代表理事が選任する。運営委員の任期は、2年とする。
- 5 任期満了前に辞任した運営委員の後任として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(事業部会の設置)

第4条 委員会の下に、事業を企画・実施する事業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の名称及び所掌事項は、次の各号のとおりとする。

(1) 教育連携事業部会

- 1) 単位互換事業の企画・実施
- 2) 高大連携事業の企画・実施
- 3) キャリア形成支援事業の企画・実施
- 4) その他教育連携の推進

(2) 大学・地域連携事業部会

- 1) 生涯学習事業の企画・実施
- 2) 学生参画・交流事業の企画・実施
- 3) ICT等を活用した大学・地域連携の推進
- 4) その他大学・地域連携の推進

(3) 研修事業部会

- 1) FD・SD研修事業の企画・実施
- 2) その他FD・SD研修の推進

(部会の構成)

第5条 各部会は、部会長、副部会長及び部会委員により構成する。

3 部会長は、運営委員の中から理事会の承認を得て代表理事が指名する。

- 4 副部会長は、運営委員の中から理事会の承認を得て代表理事が指名する。副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故若しくは支障があるときは、これに代わるものとする。
- 5 部会委員は、正会員校の教職員の中から代表理事が選任する。部会委員の任期は、2年とする。
- 6 任期満了前に辞任した部会委員の後任として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 7 教育連携事業部会に、高大連携事業の企画・実施に関して助言を受けるため、高等学校教育関係者を専門委員として招聘することができる。専門委員は、代表理事が委嘱する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
- 3 この規程の施行に伴い、大学間・高大連携委員会規程、ICT活用検討委員会規程及び研修委員会規程は、廃止する。